平成17年10月1日規則第79号

改正

平成23年3月23日規則第8号 平成23年10月13日規則第17号

飯綱町特定環境保全公共下水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯綱町特定環境保全公共下水道条例(平成17年飯綱町条例第141号。以下「条例」という。)第42条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期及び終期)

- 第2条 条例第4条第14号に規定する1使用月の始期及び終期は、飯綱町給水条例(平成17年飯綱町条例第140号)に規定する量水器の点検で、町長があらかじめ定めた定例日から次の定例日までとする。
- 2 水道水以外の水を使用した場合の1使用月の始期及び終期は、前項の規定と同様とする。 (排水設備の公共ます等への固着)
- 第3条 条例第6条第2号に規定する公共ます等へ排水設備を固着させる工事の実施方法は、次に 定める基準によらなければならない。
  - (1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ますのインバート上流端の接続孔に、管底高に食い違いが生じないようにし、その公共ますの使用材質に適合した接着方法により、入念に施行し漏水を防止しなければならない。
  - (2) 排水設備等の構造及び技術上の基準は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条に 定めるもののほか、下水道排水設備指針(国土交通省都市・地域整備局下水道事業課監修)に よるものとし、これによりがたい場合は町長が別に定める。

(排水設備の設置基準)

- 第4条 下水道法施行令第8条に規定するもののほか、次の各号に掲げる排水設備の設置基準は、 当該各号に定めるところによる。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りで ない。
  - (1) 排水管の埋設深度 排水管の埋設深度は、宅地内では30センチメートル以上、私道内では 45センチメートル以上を標準とすること。
  - (2) 防臭装置 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付ける

- こと。この場合において、防臭装置の封水が、排水管内のサイホン作用、背圧等の影響により 破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。
- (3) ごみよけ装置 ちゅう房、浴室、洗濯場等の汚水流出口には、じんかいその他の固形物の流下を止めるために有効な目幅をもったごみよけ装置を取り付けること。
- (4) 掃除口 排水管の起点、屈曲点及び集合(会合)点並びに内径、こう配及び管種が異なる接続箇所には、ますを設けること。ただし、排水管の清掃に支障のないときは、その箇所に応じて枝付管若しくは曲管を用い、又は掃除口を設けてこれに代えることができる。
- (5) 阻集器 次に掲げる建築物等における浮遊物質又は油脂類を含む汚水の流出箇所には、これらの物質の公共下水道への流下を阻止し、分離し、又は収集するのに有効な装置(以下「阻集器」という。)を設けること。
  - ア レストラン、ホテル、食堂等の調理室における脂肪類を多量に含む汚水の流出箇所にはグ リース阻集器
  - イ 駐車場、自動車修理工場、ガソリンスタンド、製油工場等の常時油を取り扱う場所における可燃性油類を多量に含む汚水の流出箇所にはオイル阻集器
  - ウ 工場等における土砂等を含む汚水の流出箇所にはサンド阻集器
  - エ 理髪店、美容院、公衆浴場等における毛髪を含む汚水の流出箇所にはヘアー阻集器
  - オ 営業用の洗濯場等におけるぼろ、毛くず、布切れ、ボタン等を含む汚水の流出箇所にはラ ンドリー阻集器
  - カ 歯科医、整形外科医等における金銀材のくず及び石こう類を含む汚水の流出箇所にはプラ スター阻集器

(排水設備の設置期限の延長及び免除)

合

- 第5条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項ただし書に規定する 排水設備を設置することが困難な事情がある場合又は法第11条の3第3項ただし書に規定する相 当の理由により排水設備設置の延長許可を受けようとする者は、排水設備設置(期限延長・義務 免除)許可申請書(様式第1号)を町長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する申請が次の各号のいずれかに適合し、許可をするときは、排水設備設置(期限延長・義務免除)許可決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。
  - (1) 冷却水その他これらに類する汚水を排出する場合で、クリーン飯綱(法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。)からの放流水と同等以上の水質の汚水を排出することが可能な場

- (2) 下水を直接公共下水道以外の公共用水域に排出することが合理的であると認められる場合 (排水設備等の計画等の確認)
- 第6条 条例第7条の規定による排水設備等の新設等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 2 共同で排水設備等の新設等を行おうとする者は、前項の申請書とあわせて共同者全員の連署に よる排水設備等共同施工届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請は、新設等の工事着手15日前とし、除害施設の設置者が含まれる場合 は、工事着手30日前までに町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前3項に規定する計画の確認をしたときは、排水設備等計画確認書(様式第5号)を 申請者に交付するものとする。

(氏名等変更・承継の届出)

第7条 前条第4項の規定により確認を受けた者は、その確認を受けた後に氏名等の変更をし、又はその設備等を譲り受け、若しくは借り受けた者は、排水設備等氏名等(変更・承継)届(様式第6号)を変更又は継承した日から30日以内に町長に届け出なければならない。

(排水設備等の軽微な変更等)

- 第8条 条例第7条第2項ただし書に規定する排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更 及び条例第8条に規定する軽微な工事は、次に掲げるものとする。
  - (1) 屋内の排水管に固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便所の構造等の変更
  - (2) じんかい防止装置、防臭装置等で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更
- 2 前項の変更の届出は、排水設備等変更(軽微な変更)届出書(様式第7号)によるものとする。 (工事の完了届)
- 第9条 条例第9条第1項の規定による工事が完了した旨の届出は、排水設備等工事完了届出書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(検査及び検査済証)

- 第10条 責任技術者(飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則(平成17年飯綱町規則第80号)に規定するものをいう。)は、条例第9条第1項に規定する検査(以下「検査」という。)に、立ち会わなければならない。
- 2 町長は、検査の結果、不良と認めた箇所については、期間を指定し、改修又は補修を命ずることができる。
- 3 条例第9条第2項に規定する検査済証(様式第9号)は、見やすいところに標示しなければな

らない。

(除害施設の設置の適用除外)

第11条 条例第11条第2項の規則で定める項目及び量は、それぞれ次のとおりとする。

| 項目              | 量(1日当たりの平均的な排除汚水量) |
|-----------------|--------------------|
| 温度              |                    |
| 水素イオン濃度         | <br> 30立方メートル未満    |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 |                    |
| よう素消費量          | 50立方メートル未満         |

(除害施設の設置等の届出)

第12条 条例第13条の規定による除害施設の設置及び変更の届出は、除害施設設置(変更)届出書 (様式第10号)によるものとする。

(除害施設の承継の届出)

第13条 条例第17条第3項の規定による除害施設の承継の届出は、除害施設承継届出書(様式第11 号)によるものとする。

(水質管理責任者の業務)

- 第14条 条例第18条第1項に規定する水質管理責任者(以下「責任者」という。)の業務は、次に 掲げるとおりとする。
  - (1) 除害施設の操作及び維持に関すること。
  - (2) 除害施設から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
  - (3) 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
  - (4) 除害施設から発生する汚泥の処理及び処分に関すること。

(責任者の選任届)

第15条 条例第18条第1項の規定による責任者の選任の届出は、水質管理責任者選任(変更)届出書(様式第12号)によるものとする。

(責任者の資格)

- 第16条 条例第18条第3項に規定する責任者の資格は、除害施設を設置している工場、事業場、研 究機関等に勤務し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第7条に規定

する公害防止管理者(水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。)の資格を有すること。

- (2) 長野県公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号)第53条に規定する公害防止 管理責任者(水質関係の公害防止主任者に限る。)の資格を有すること。
- (3) 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する資格を有すること。
- 2 前項に規定する責任者の資格を有する者がいないときは、除害施設の設置者の申請により、同項に規定する者と同等の資格又は相当の知識及び技能を有すると町長が認めた者を責任者とみなす。

(除害施設設置者の水質の測定等)

- 第17条 条例第20条の規定による水質の測定は、次に掲げるところによる。
  - (1) 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定の方法によること。
  - (2) 測定の回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とすること。

| 水質の項目               | 回数                      |
|---------------------|-------------------------|
| カドミウム及びその化合物        | 14日を超えない排水の期間ごとに1回以上    |
| シアン化合物              |                         |
| 有機燐化合物              |                         |
| <br>鉛及びその化合物        |                         |
| 六価クロム化合物            |                         |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 |                         |
| アルキル水銀化合物           |                         |
| РСВ                 |                         |
| ひ素及びその化合物           |                         |
| 温度                  | 排水の期間中1日1回以上            |
| 水素イオン濃度             |                         |
| 生物科学的酸素要求量          | 1日当たりの平均的な排除汚水量が1,000立方 |

|       | メートル未満の場合は、2月を超えない排水に   |
|-------|-------------------------|
|       | 期間ごとに1回以上               |
| 浮遊物質量 | 1日当たりの平均的な排除汚水量が1,000立方 |
|       | メートル以上の場合は、14日を超えない排水の  |
|       | 期間ごとに1回以上               |
| その他   | 1月を超えない排水の期間ごとに1回以上     |

- (3) 測定の箇所は、除害施設の排出口ごとに他の排水による影響の及ばない地点とすること。
- 2 前項の規定による水質の測定の結果は、除害施設水質測定記録表(様式第13号)により記録しなければならない。
- 3 除害施設からの排出水が公共下水道の排出口までの間において、他の汚水の影響を受けないと 認められるときは、法第12条の11の規定による水質の測定をもって条例第20条の規定による水質 の測定を行ったものとみなすことができる。

(代理人等の選任変更届出)

第18条 義務者又は使用者が処理区域内に居住しないときその他町長が必要と認めるときは、処理 区内において独立の生計を営むもののうちから代理人を選定し、排水設備代理人・総代人選任(変 更)届出書(様式第14号。以下次条において、「届出書」という。)によるものとする。

(総代理人の選定)

**第19条** 共同で排水設備を設置している場合は、それらの者のうちから総代理人を選定し、前条の 届出書によるものとする。

(使用開始等の届出)

第20条 条例第22条の規定による公共下水道の使用開始等の届出は、公共下水道使用開始等届出書 (様式第15号)によるものとする。

(使用者の変更届出)

第21条 条例第23条の規定による使用者の変更の届出は、前条の届出書によるものとする。 (排除汚水量の認定)

- 第22条 条例第27条第1項第1号ただし書の規定による排除汚水量の認定は、世帯人員、業態その他の状況を勘案して認定する。
- 2 条例第27条第1項第2号の規定による排除汚水量の認定は、世帯人員、業態、揚水設備能力、 使用状況その他の状況を勘案して認定する。ただし、条例第28条の規定により計測装置を取り付

けた場合は、その計測装置により測定し、水量及び水道水の使用水量とする。

(排除汚水量の申告)

- 第23条 条例第27条第1項第3号の規定による申告は、排除汚水量認定申告書(様式第16号)によるものとする。
- 2 町長は、前項の規定により汚水排除量を認定した場合は、排除汚水量認定通知書(様式第17号) により、使用者に通知するものとする。

(使用料の納入通知書等)

第24条 町長は、使用料の納入通知をしようとするときは、公共下水道使用料納入通知書兼領収書 (様式第18号)を作成し、遅くとも納期限の10日前までに使用者又は代理人(以下「使用者等」という。)に通知しなければならない。ただし、使用料を口座振替の方法により納付する者については、指定する取扱金融機関(以下「指定金融機関等」という。)へ口座振替納付書を添付して送付するものとする。

(使用料の納付方法)

- 第25条 使用者等は、使用料を納付する場合においては前条の規定による納入通知書により、指定 金融機関等に払い込まなければならない。
- 2 使用者等が、使用料を口座振替の方法により納付しようとするときは、口座振替依頼書により 申込みを行うものとする。

(使用料の直接収納)

第26条 出納員又は現金取扱員は、使用料を直接収納したときは、現金領収書に所定の領収印を押 印して使用者等に交付するものとする。

(過誤納金の取扱い)

- 第27条 町長は、使用者等の過誤納に係る徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なく還付するものとする。ただし、当該使用者等の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金を充当することができる。
- 2 前項の規定により過誤納金を還付し、又は未納に係る徴収金に充当する場合においては、遅滞なく当該使用者等に通知するものとする。

(還付加算金及び充当加算金)

第28条 町長は、過誤納金を還付し、又は充当する場合においては、その過誤納金が納付された翌日から還付のための支出を決定した日又は充当した日までの期間に応じ、その金額に年100分の7.3の割合を乗じて計算した加算金をその還付又は充当すべき金額に加算するものとする。ただし、

その加算金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(使用料等の減免)

- 第29条 条例第32条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、公共下水道使用料 等減額・免除申請書(様式第19号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を審査して、公共下水道使用料等減額・免除決 定通知書(様式第20号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 使用料の減額又は免除を受けた者は、その減額又は免除の理由が消滅したときは、遅滞なく、 その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 使用料を減額し、又は免除する場合は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 天災又はこれに類する災害を受け、使用料を納入することが困難であると認められる場合
  - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の定めによる生活扶助を受給している場合
  - (3) 町長が公益上その他特別の理由があると認めた場合

(一時使用の許可)

- 第30条 条例第24条第4項の規定による許可を受けようとする者は、公共下水道一時使用許可申請書(様式第21号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する許可をしたときは、公共下水道一時使用許可決定通知書(様式第22号) を当該申請者に交付するものとする。

(行為の許可)

- 第31条 条例第34条に規定する申請書は、公共下水道物件設置等(新規・変更)許可申請書(様式 第23号)によるものとする。
- 2 町長は、前項に規定する許可をしたときは、公共下水道物件設置等(新規・変更)許可書(様 式第24号)を当該申請者に交付するものとする。

(占用の許可)

- 第32条 条例第36条第1項に規定する許可を受けようとする者は、公共下水道占用(新規・変更・ 更新)許可申請書(様式第25号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する許可をしたときは、公共下水道占用(新規・変更・更新)許可書(様 式第26号)を当該申請者に交付するものとする。

(占用料の額)

第33条 条例第36条第3項に規定する占用料は、次の表に定めるとおりとし、徴収する。

| 占用箇所      | 占用料          |
|-----------|--------------|
| 公共下水道敷地   | 条例定額         |
| 公共下水道排水施設 | 条例定額の20パーセント |

(原状回復届出)

- 第34条 条例第39条第2項の規定による届出は、原状回復届出書(様式第27号)によるものとする。 (特別の必要による取付管の新設等の許可申請)
- 第35条 条例第40条第1項の規定による取付管の新設等を行おうとする者は、取付管新設等許可申 請書(様式第28号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する許可をしたときは、取付管新設等許可書(様式第29号)を当該申請者 に交付するものとする。

(公共下水道の付近での掘削届出)

**第36条** 条例第41条の規定による届出は、公共下水道の付近地掘削届(様式第30号)によるものとする。

(排水設備等の使用制限等)

- 第37条 排水設備等の使用者は、常にしゅんせつ、掃除を怠ってはならない。
- 2 町長は、排水設備等の構造又は管理が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者 に必要な措置を命ずることができる。
  - (1) 下水道を損傷し、又は阻害するおそれがあるとき。
  - (2) 下水道の流通を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。
  - (3) 人体に危害を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 汚水の処理作業を著しく困難にするおそれがあるとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要があると認めたとき。

(補則)

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の飯綱行政組合特定環境保全公共下水道条例施行規 則(平成10年飯綱行政組合規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の 相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年3月23日規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成23年10月13日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。